



条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

平成30年8月20日

条例案の概要
目次

議第43号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	1
議第44号	美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2

〔議第 4 3 号〕

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

【議案書：38頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

LGBT(性的少数者)への配慮に向けた取組の一環として、印鑑登録証明書の記載事項等から性別欄を削除するために改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 性別欄の削除(第6条及び第11条関係)

印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削るものです。

◎ 施行期日等

○ 施行期日(附則第1項関係)

この条例は、平成30年12月1日から施行するものです。

○ 経過措置(附則第2項関係)

この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録から適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例によります。

〔議第 4 4 号〕

美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：40頁】

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

西体育館は、昭和32年に当時の太田中学校の屋内体育館として建設されたもので、築60年が経過し老朽化が激しい状態であるため、現在、地域コミュニティ施設と避難施設の機能を備えた体育館として、建替え工事を今年度中の完成を目指して進めているところです。

そこで、完成後の利用開始に当たり、「公の施設使用料の算定基準」に基づいて算定した使用料などの変更が必要となるため、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 使用料金等の改正（別表関係）

◆使用料に関する事項

改正前		改正後	
区 分	2時間の料金	区 分	2時間の料金
コ ー ト	800円	アリーナ北	1,000円
		アリーナ南	1,000円
洋 室	400円	ミーティング ルーム1	400円
—	—	ミーティング ルーム2	400円
和 室	200円	和 室	200円
—	—	柔 道 場	1,600円

◆設備利用に関する事項

○利用目的の拡充

地域のコミュニティ機能を有した体育館として整備されていることから、様々な用途で利用できるよう配慮するため次の部分を削ります。

「1 コートをアマチュアスポーツ以外で使用する場合は、この表に規定する金額に100パーセントを乗じて得た額を加算する。」

○冷暖房設備使用時の加算料金

改正前		改正後	
区 分	1時間の料金	区 分	1時間の料金
洋 室	300円	ミーティング ルーム1	300円
—	—	ミーティング ルーム2	300円
和 室	300円	和 室	300円
—	—	柔 道 場	800円

○音響設備使用時の加算料金

改正前		改正後	
区 分	1回の料金	区 分	1回の料金
コ ー ト	500円	アリーナ	500円
—	—	ミーティング ルーム	500円

◆その他に関する事項

○プラザちゅうたいと同様の運用

使用における留意事項をプラザちゅうたいの内容と合わせるため、次の内容を追加します。

- ・備付けスポーツ用具の使用は、無料とする。
- ・冷暖房設備の使用で1時間未満の端数が生じた場合、1時間に切り上げる。
- ・使用者が入場料を徴収する場合は、該当施設使用料に以下の区分に応じ、右欄に掲げる率を乗じて得た金額を加算する。

入場料の最高額	額
1,000円未満	50パーセント
1,000円以上	100パーセント

- ・自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、該当施設使用料に50パーセントを乗じて得た金額を加算する。
- ・消耗品に係る経費については、別に徴収することができる。

◎ 施行期日

この条例は、平成30年12月1日から施行します。

